

船舶事故等調査報告書

平成27年2月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014函第23号
事故等種類	衝突
発生日時	平成25年9月12日（木） 09時45分ごろ
発生場所	北海道斜里町ウトロ漁港北東方沖 斜里町所在の知床岬灯台から真方位225°6.2海里付近 （概位 北緯44°16.0′ 東経145°14.1′）
事故等調査の経過	平成26年5月23日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 遊漁船 第三十八日章丸、14.72トン 200-27312北海道、個人所有 B プレジャーモーターボート HOPE、5トン未満（長さ6.48m） 200-31177北海道、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 B 船長B、二級小型船舶操縦士
死傷者等	なし
損傷	A 左舷船首部に擦過傷 B 左舷船尾外板に亀裂
事故等の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客4人を乗せ、ウトロ漁港北東方沖で漂泊して遊漁を行っていた。 船長Aは、陸岸近くに流されたので、漂泊を開始した場所に戻ろうと思い、釣り客に移動することを伝え、A船を発進させ、手動操舵により右舵一杯として右回頭を開始した。 船長Aは、操舵室中央に立って操船を行い、至近で漂泊中の釣り船に注意を向け、約4ノットの対地速力で右回頭中、船尾付近にいた釣り客の声でB船に気付いた。 A船は、船長Aが機関のクラッチを中立にしようとしたものの、平成25年9月12日09時45分ごろ、船首が南方を向いたとき、その船首とB船の左舷船尾とが衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、ウトロ漁港北東方沖の釣り場を移動しながら釣りを行っていた。 B船は、09時43分ごろ、釣り場を移動した後、機関のクラッチを中立として、船首を東方に向けて漂泊し、船長Bが左舷船尾で、同乗者が右舷船尾で、それぞれ釣りの準備を始めた。 船長Bは、下を向いて釣りの準備をしていたところ、B船に向けて

	<p>接近するA船を左舷正横に認め、クラッチを操作して機関を前進にかけたと同時に、B船とA船が衝突した。</p> <p>A船及びB船は、それぞれ自力でウトロ漁港へ戻った後、船長Bが海上保安署に通報した。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 1、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、ウトロ漁港北東方沖において、釣り場を発進して右回頭中、船長Aが、至近で漂泊中の他の釣り船に注意を向け、見張りを適切に行っていなかったことから、B船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、ウトロ漁港北東方沖で漂泊中、船長Bが下を向いて釣りの準備をしていて周囲の見張りを行っていなかったことから、接近するA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、ウトロ漁港北東方沖において、A船が釣り場を発進して右回頭中、B船が漂泊中、船長Aが、至近で漂泊中の他の釣り船に注意を向け、見張りを適切に行っておらず、また、船長Bが、下を向いて釣りの準備をしていて周囲の見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 釣り場を発進して移動する場合は、他船を見落とすことのないよう、周囲の見張りを適切に行うこと。 ・ 釣りを行うため、漂泊する場合は、接近する他船を見落とすことのないよう、周囲の見張りを適切に行うこと。